

知多半島医療圏
災害医療対策会議の
運営について
(骨子案)

知多半島医療圏災害医療対策会議の運営について

I. 知多半島医療圏災害医療対策会議について

- 愛知県では、県内に大規模災害が発生した際に、医療に関する調整が円滑に実施できる体制の確保を図るために、愛知県地域防災計画に基づき愛知県災害対策本部の下に愛知県災害医療調整本部及び 2 次医療圏単位で愛知県地域災害医療対策会議を設置することとしている。(愛知県災害医療調整本部等設置要綱、以下「要綱」、第 1 条。)
- 知多半島医療圏災害医療対策会議(以下「会議」)は、2 次医療圏単位で設置することされている愛知県地域災害医療対策会議として、当医療圏において、圏域内に震度 6 弱以上の地震が発生した場合等に設置するものであり、その事務は、医療圏内における医療資源の配置調整及び患者搬送調整に関すること等である。(要綱第 8 条～12 条。)

II. 知多半島医療圏災害医療対策会議の設置、組織及び運営について

1. 会議の設置(要綱第 8 条)

半田保健所長等は、以下の場合に会議を設置する。

- 知多半島医療圏内において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合若しくは、
 - 災害が発生して知多半島医療圏としての医療に関する調整が必要となった場合
- (なお、廃止については、「VI. 会議の廃止」参照のこと。)

2. 地域災害医療コーディネーターの招集・派遣を要請する職員

(要綱第 8 条及び第 10 条)

(1) 地域災害医療コーディネーターの招集

- 会議を設置した場合には、半田保健所長等は、地域災害医療コーディネーターを招集する。
- 地域災害医療コーディネーターは知多半島医療圏における災害時の医療供給体制を総括し、調整する業務を行う。

(2) 派遣を要請する職員

○災害拠点病院

- ・地域中核災害拠点病院(半田市立半田病院)
- ・地域災害拠点病院(厚生連知多厚生病院)

災害拠点病院は、被災現場において応急救護を行う救護所や救急病院、救急診療所等との円滑な連携のもとに、災害時における重症患者の適切な医療を確保することを目的に設置される病院。

- 二次救急病院等(常滑市民病院、東海市民病院、小嶋病院、知多市民病院、石川病院、医療法人赫和会杉石病院、渡辺病院、あいち小児保健医療センター)

○地区医師会

- ・半田市医師会(半田市)
- ・東海市医師会(東海市)
- ・知多郡医師会(常滑市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町)

○地区歯科医師会

- ・半田歯科医師会(半田市・阿久比町・東浦町・武豊町)
- ・東海市歯科医師会(東海市)
- ・知多郡歯科医師会(常滑市・大府市・知多市・南知多町・美浜町)

○地区薬剤師会

- ・知多薬剤師会(半田市・阿久比町・東浦町・武豊町)
- ・西知多薬剤師会(常滑市・東海市・大府市・知多市)
- ・美浜南知多薬剤師会(南知多町・美浜町)

○県看護協会地区支部

○市町(半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・
南知多町・美浜町・武豊町)

○消防

- ・常滑市消防本部(常滑市)
- ・東海市消防本部(東海市)
- ・大府市消防本部(大府市)
- ・知多市消防本部(知多市)
- ・知多中部広域事務組合消防本部(半田市・阿久比町・東浦町・武豊町)
- ・知多南部消防組合消防本部(南知多町・美浜町)

○その他 警察 自衛隊

○参考 保健所所管区域等

	半田市	阿久比町	東浦町	武豊町	美浜町	南知多町	常滑市	大府市	知多市	東海市
医師会	半田市 医師会	知多郡 医師会							東海市 医師会	
歯科医師会	半田 歯科医師会			知多郡 歯科医師会					東海市 歯科医師会	
薬剤師会	知多 薬剤師会			美浜南知多 薬剤師会		西知多 薬剤師会				
消防本部	知多中部 消防			知多南部 消防		常滑市 消防	大府市 消防	知多市 消防	東海市 消防	
保健所	半田保健所					知多保健所				

3. 会議の設置場所 (要綱第8条)

- 原則として半田保健所に設置する。
- 保健所に設置できない場合の候補
 - ・半田市立半田病院
 - ・厚生連知多厚生病院

4. 会議の所管事務 (要綱第9条)

- (1) 知多半島医療圏内における医療資源の配置調整及び患者搬送調整に関する
こと。
- (2) 知多半島医療圏内の医療機関及び市町の医療支援に関すること。
- (3) 災害医療調整本部に対する医療支援の要請に関すること。

- (4) DMA T活動拠点本部との連携に関すること。
- (5) その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整に関すること。

5. 会議の議長 (要綱第 10 条)

- 半田保健所長(基幹的保健所所長)が議長として会議を統括する。
- 半田保健所長が議長を行えない場合は、地域中核災害拠点病院(半田市立半田病院)、地域災害拠点病院(厚生連知多厚生病院)の順に、その病院に属する災害医療コーディネーターが議長を代理するものとする。

6. 事務局

- 会議の事務局は、半田保健所において処理する。(要綱第 11 条)
- その他、災害医療対策会議の運営等に必要な事項は、保健所長等が別に定めるものとする。(要綱第 10 条)

III 通信手段・情報システム

1. 通信手段

- (1) 愛知県高度情報通信ネットワーク
 - 防災行政無線電話・防災行政無線 FAX
(保健所においては同一回線のため同時使用不可)
 - 防災 web メール
- (2) 災害優先電話(音声通話・データ通信)
- (3) 衛星(携帯)電話
- (4) 愛知県医師会無線

2. 情報システム

- (1) 愛知県高度情報通信ネットワーク
 - 県防災情報システム
 - 県道路情報システム

- 県雨量情報システム
- 県河川情報システム
- 県砂防情報システム 他
- (2) 愛知県広域災害・救急医療情報システム
- (3) 広域災害救急医療情報システム (Emergency Medical Information System、以下「EMIS」)・・・国のシステム

3. 関係機関別利用可能通信手段

別冊「知多半島医療圏災害医療対策会議 関係機関連絡先(取扱注意)」を作成

IV. 医療資源の把握及び医療ニーズの把握

1. 医療資源の把握

- (1) 愛知県広域・災害情報システム及びEMIS
 - 受入れ可能患者数
 - 医療スタッフ提供
- (2) 備蓄医薬品等
 - 医薬品等リスト
 - 愛知県では、「外傷等」用を主とした医薬品等を関係団体に委託し、備蓄拠点にランニング備蓄してきた。(知多半島医療圏ではアルフレッサ(株)半田支店) (資料2参照)
 - しかしながら、東日本大震災では、高血圧や慢性疾患の治療薬等が不足したという問題点が挙げられたことから、平成25年8月26日に愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合及び愛知県医療機器販売業協会と備蓄拠点のみならず他営業所も含め幅広い種類の医薬品等の供給が図れるように協定が締結された。(資料2参照)
- (3) 医療救護班
- (4) 透析ができる医療機関

2. 医療ニーズの把握

(1) 愛知県広域災害・救急医療情報システム及びEMIS

○患者転送情報

- ・転送が必要な重症患者数
- ・ 〃 (そのうち広域医療搬送基準を満たした患者数)
- ・転送が必要な中等症患者数

○医薬品等備蓄状況

(2) 市町からの要請

○医薬品等供給要請 (資料2参照)

・要請ルート

医薬品等の供給については、市町から会議へ要請する。

従前は、市町村を通じて県災害対策本部(医薬安全課)に要請するルートであったが、災害医療コーディネート体制が講じられたことから、会議に供給要請ルートが変更された。

○医療救護班の派遣要請

救護所

市町村は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等に対し協力を求め、地域の医療体制に確保に努めるものとする。

避難所

(3) 透析患者等

V. 分析・調整

1. 愛知県災害医療調整本部との調整

2. DMAT 活動拠点本部との調整

3. 搬送調整

(1) 消防

消防は、大規模災害時、消火が第1任務となるが、救急搬送については圏域内、県内圏域外、県外（「緊急消防援助隊」）から救急搬送の応援を要請することができる。

(2) 受け入れ先医療機関の確保

(3) ヘリポート

4. その他

(1) 検視

(2) 治安情報

VI. 会議の廃止(要綱第12条)

知多半島医療圏において、市町の区域を越えた医療に関する調整が不要と判断される場合に会議を廃止する。

Ⅶ. 愛知県災害医療調整本部等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内に大規模災害が発生した際に、医療に関する調整が円滑に実施できる体制の確保を図るために、愛知県地域防災計画に基づき愛知県災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）の下に設置する、愛知県災害医療調整本部（以下、「災害医療調整本部」という。）及び2次医療圏単位で設置する愛知県地域災害医療対策会議（以下、「地域災害医療対策会議」という。）並びに、愛知県地域防災計画及び日本DMAT活動要領に基づき設置する愛知県DMAT調整本部（以下、「DMAT調整本部」という。）の、組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) DMAT指定医療機関

DMATの派遣に協力する意志及びDMATの活動に必要な人員、装備を持ち、県に指定された医療機関をいう。

(2) DMAT活動拠点本部

DMAT調整本部の指揮の下、災害拠点病院等に設置される参集したDMATの指揮及び調整等を行う本部をいう。

(3) DMAT・SCU本部

DMAT調整本部の指揮の下、SCU（広域医療搬送拠点）に設置される、SCUに参集したDMATの指揮及び調整等を行う本部をいう。

(4) ロジスティクス

DMATの活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等を含む、DMAT活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保することをいう。

(災害医療調整本部の設置)

第3条 健康福祉部健康担当局長（以下、「健康担当局長」という。）は、県内に震度6強以上の地震が発生した場合、若しくは、県内に災害が発生して、全県的な医療に関する調整が必要となった場合に、災害対策本部の下に災害医療調整本部を設置し、本部災害医療コーディネーターを招集するとともに、愛知県医師会、愛知県歯科医師会、愛知県薬剤師会、愛知県看護協会、愛知県病院協会、その他関係機関に対して、職員の出向を要請する。

(災害医療調整本部の所管事務)

第4条 災害医療調整本部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 全県域を対象とした医療資源の配置調整及び患者搬送調整に関すること。
- (2) 国や他都道府県等に対する医療支援の要請及び受入れと、その派遣調整に関すること。
- (3) 地域災害医療対策会議の支援に関すること。
- (4) その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整に関すること。

(災害医療調整本部の組織及び運営)

第5条 災害医療調整本部は、健康担当局長が本部長として統括するとともに、次により構成する。

- (1) 本部災害医療コーディネーター
県全域の災害時の医療提供体制を統括し、調整を行う業務を行う。
 - (2) 関係機関職員
各関係機関で収集した情報の提供・共有を行うとともに、各関係機関との連絡調整を行う。
- 2 その他災害医療調整本部の運営等に必要な事項は、健康担当局長が別に定めるものとする。

(災害医療調整本部の事務局)

第6条 災害医療調整本部の事務局は、健康福祉部健康担当局において処理する。

(災害医療調整本部の廃止)

第7条 健康担当局長は、災害医療調整本部による全県的な医療に関する調整が不要と判断する場合に、災害医療調整本部を廃止する。

(地域災害医療対策会議の設置)

第8条 別表に規定する2次医療圏ごとの基幹となる保健所長等(以下、「保健所長等」という。)は、各2次医療圏内において、震度6弱以上の地震が発生した場合、若しくは、災害が発生して2次医療圏としての医療に関する調整が必要となった場合に、地域災害医療対策会議を設置し、地域災害医療コーディネーターを招集するとともに、管内の災害拠点病院、市町村、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、その他関係機関等に対して、職員の派遣を要請する。なお、地域災害医療対策会議の設置場所については、保健所長等が別に定める。

(地域災害医療対策会議の所管事務)

第9条 地域災害医療対策会議は、次の事務をつかさどる。

- (1) 各2次医療圏内における医療資源の配置調整及び患者搬送調整に関すること。
- (2) 各2次医療圏内の医療機関及び市町村の医療支援に関すること。
- (3) 災害医療調整本部に対する医療支援の要請に関すること。
- (4) DMA T活動拠点本部との連携に関すること。

(5) その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整に関すること。

(地域災害医療対策会議の組織及び運営)

第10条 地域災害医療対策会議は、保健所長等が議長として統括するとともに、次により構成する。

(1) 地域災害医療コーディネーター

各2次医療圏における災害時の医療提供体制を統括し、調整する業務を行う。

(2) 各2次医療圏内の市町村、関係機関の職員

各関係機関で収集した情報の提供・共有を行うとともに、各関係機関との連絡調整を行う。

2 保健所長等は、地域災害医療対策会議の設置や運営が円滑に行われるよう、平常時より、事前に、被災等により自身が不在の場合に議長の代理をする者を指定しておくなどの対策を講じるものとする。

3 その他、地域災害医療対策会議の運営等に必要な事項は、保健所長等が別に定めるものとする。

(地域災害医療対策会議の事務局)

第11条 地域災害医療対策会議の事務局は、各2次医療圏内の保健所（名古屋医療圏においては名古屋市健康福祉局）において処理する。

(地域災害医療対策会議の廃止)

第12条 保健所長等は、所管する2次医療圏内において、地域災害医療対策会議による市町村の区域を越えた医療に関する調整が不要と判断する場合に、地域災害医療対策会議を廃止する。

(DMAT調整本部の設置)

第13条 健康担当局長は、県内において大規模災害等が発生してDMATが活動を行う場合で、その指揮統制が必要であると判断する場合に、災害医療調整本部が設置されている場合には災害医療調整本部の下に、設置されていない場合には健康福祉部健康担当局長の下に、県内で活動する全てのDMATを統括するDMAT調整本部を設置する。

2 健康担当局長は、本部災害医療コーディネーターの内、厚生労働省が実施する「統括DMAT研修」を終了し、厚生労働省に登録された統括DMAT登録者の中から、DMAT調整本部責任者を任命するとともに、その業務を支援するため、県内のDMAT指定医療機関に対してDMAT（以下、「本部支援DMAT」という。）の派遣を要請する。

(DMAT調整本部の所管事務)

第14条 DMAT調整本部は、災害発生直後からの早い段階において、県内で活動するすべてのDMATを統括するものとし、次の事務をつかさどる。

- (1) 県内で活動するすべてのDMATの指揮及び調整に関すること。
- (2) DMAT活動拠点本部、DMAT・SCU本部の設置、指揮、調整に関すること。
- (3) 県内で活動するDMAT、医療機関へのロジスティクスに関すること。
- (4) 地域医療搬送（域内搬送）における受入病床及び搬送手段の確保の調整に関すること。
- (5) ドクターヘリの運航に関わる調整に関すること。
- (6) 厚生労働省とのDMATについての情報共有に関すること。
- (7) DMATの撤収及び追加派遣の必要性の判断に関すること。
- (8) その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整に関すること。

（DMAT調整本部の組織及び運営）

第15条 DMAT調整本部は、次により構成する。

- (1) DMAT調整本部責任者

健康担当局長の指揮・命令系統の下、DMAT調整本部の責任者として、県内で活動する全てのDMATの活動に関する方針の決定に関与する。

- (2) 本部支援DMAT

DMAT調整本部責任者のサポート業務等を行う。

2 その他DMAT調整本部の運営等に必要な事項は、健康担当局長が別に定めるものとする。

（DMAT調整本部の事務局）

第16条 DMAT調整本部の事務局は、健康福祉部健康担当局において処理する。

（DMAT調整本部の廃止）

第17条 健康担当局長は、DMAT調整本部責任者の意見を参考にして、DMAT活動の統制が不要であると判断する場合に、DMAT調整本部を廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成25年10月28日から施行する。

別表

2次医療圏	基幹となる保健所長等
名古屋医療圏	名古屋市健康福祉局参事（保健）
海部医療圏	津島保健所長
尾張中部医療圏	師勝保健所長
尾張東部医療圏	瀬戸保健所長
尾張西部医療圏	一宮保健所長
尾張北部医療圏	春日井保健所長
知多半島医療圏	半田保健所長
西三河北部医療圏	衣浦東部保健所長
西三河南部東医療圏	西尾保健所長
西三河南部西医療圏	衣浦東部保健所長
東三河北部医療圏	新城保健所長
東三河南部医療圏	豊川保健所長